

1 **既収載品目（医薬品各条（生薬等））の定量法の改正について（意見募集）**

2 以下の既収載医薬品各条（生薬等）の定量法の項において、定量用ヘスペリジンの乾燥操作に係る記載を削除し  
3 ます。

4 **1. 対象品目**

5 釣藤散エキス

6 チンピ

7 補中益気湯エキス

8 抑肝散加陳皮半夏エキス

9 六君子湯エキス

10

11 **2. 改正案**

12 **釣藤散エキス**

13 *定量法(1)の項を次のように改める。*

14 定量法

15 (1) ～省略～ 別に定量用ヘスペリジン約10 mgを精密に

16 量り、メタノールに溶かして正確に100 mLとする。～省略

17 ～

18

19

20 **チンピ**

21 *定量法の項を次のように改める。*

22 定量法 ～省略～ 別に定量用ヘスペリジン約10 mgを精密に

23 量り、メタノールに溶かして正確に100 mLとする。～省略

24 ～

25

26

27 **補中益気湯エキス**

28 *定量法(1)の項を次のように改める。*

29 定量法

30 (1) ～省略～ 別に定量用ヘスペリジン約10 mgを精密に

31 量り、メタノールに溶かして正確に100 mLとする。～省略

32 ～

33

34

35 **抑肝散加陳皮半夏エキス**

36 *定量法(3)の項を次のように改める。*

37 定量法

38 (3) ～省略～ 別に定量用ヘスペリジン約10 mgを精密に

39 量り、メタノールに溶かして正確に100 mLとする。～省略

40 ～

41

42

43 **六君子湯エキス**

44 *定量法(2)の項を次のように改める。*

45 定量法

46 (2) ～省略～ 別に定量用ヘスペリジン約10 mgを精密に

47 量り、メタノールに溶かして正確に100 mLとする。～省略

48 ～

49